

第4類 人 事

第1章 定数・任用

○印旛都市広域市町村圏事務組合職員定数条例

昭和47年9月14日
条 例 第 4 号

改正	昭和47年	4月	1日	条例第1号	昭和60年	3月	11日	条例第2号
	昭和49年	9月	1日	条例第1号	昭和62年	4月	1日	条例第1号
	昭和56年	3月	20日	条例第2号	平成元年	3月	8日	条例第1号
	昭和57年	4月	1日	条例第1号	平成2年	3月	13日	条例第2号
	昭和59年	3月	29日	条例第3号	平成4年	3月	12日	条例第2号
	昭和59年	10月	9日	条例第4号				

(定義)

第1条 この条例で「職員」とは組合に常時勤務する職員で一般職の地方公務員（臨時的任用の職員を除く。）をいう。

第2条 職員の定数は次のとおりとする。ただし、兼任者及び休職者は定数外とする。

(1) 管理者の事務局の職員 58人

(2) 公営企業職員 30人

2 休職者の復職により前項の定数に過員を生じた場合に限り、一時その現在数をもって定数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年9月14日から適用する。

附 則（昭和48年4月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月20日条例第2号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日条例第1号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月29日条例第3号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月9日条例第4号）

この条例は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月11日条例第2号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日条例第1号）
この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月8日条例第1号）
この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月13日条例第2号）
この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月12日条例第2号）
この条例は、平成4年4月1日から施行する。